

ピムコ変動利付日本国債オープン

〈愛称：フローター・プラス〉

追加型投信/内外/債券



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

P I M C O

●委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

ピムコジャパンリミテッド

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第382号

・ホームページ <http://japan.pimco.com/>

・電話番号 03-5777-8150

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

●受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	年4回	グローバル (日本含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ [http://www.toushin.or.jp/] をご参照ください。

＜委託会社の情報＞	
委託会社名	ピムコジャパンリミテッド
設立年月日	平成9年12月16日
資本金	13,411,674.44米ドル (約10.4億円*)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	8,274 億円
(平成24年9月末現在)	

*米ドルの円貨換算は、平成24年9月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値(1米ドル=77.60円)によります。

- 本書により行う「ピムコ変動利付日本国債オープン」(以下「ファンド」といいます。)の募集について、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成24年12月10日に関東財務局長に提出しており、平成24年12月11日にその届出の効力が生じています。
- ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

外国投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドの特徴

I 主に変動利付日本国債に投資

- 金利上昇局面に価格が上昇する傾向にある変動利付日本国債を主な投資対象とします。
- ※金利の水準、利回り曲線の動き、市場の需給等の理由により、金利上昇局面においても変動利付日本国債の価格が上昇しない、または下落する場合があります。

II 変動利付日本国債の魅力とPIMCOのグローバルな運用力を融合

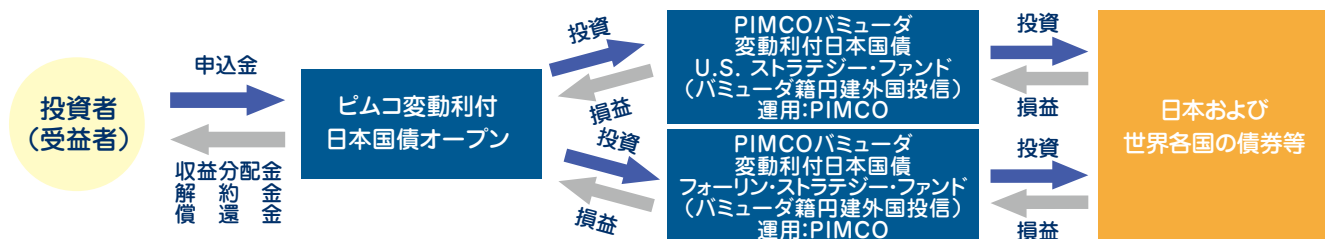
- 変動利付日本国債への投資のほか、PIMCOのグローバルな運用力を活用し海外の債券にも投資をします。(外貨建債券の為替リスクについては原則フルヘッジします。)

III 収益分配は年4回

- 原則として3月、6月、9月、12月の各10日に収益分配を行う方針です。
 - ※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証または示唆するものではありません。
- ファンドはPIMCOの運用する2つの外国投資信託の受益証券に投資をするファンド・オブ・ファンズです。したがって、上記は投資する外国投資信託を通じたファンドの実質的な運用の特徴を示すものです。
PIMCOは、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーを意味します。

ファンドの仕組み

ファンドは、主に「PIMCOバミューダ変動利付日本国債U.S.ストラテジー・ファンド」と「PIMCOバミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンド」の受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



ピムコ変動利付日本国債オープンの運用戦略

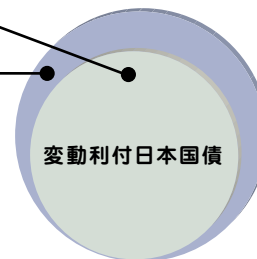
【ファンドの運用戦略(概念図)】

主に変動利付日本国債へ投資

- NOMURA変動利付国債インデックスをベンチマークとします。

PIMCOのグローバルな運用力を最大限に活用

- 日本のみならず海外の債券からも付加価値を追求します。(外貨建債券の為替リスクは原則フルヘッジを行います。)
- 特定の戦略/見通しに偏ることなく、徹底的に戦略を分散し、安定した運用成果を目指します。
- 実質的な組入れ債券の格付はBBB格以上とし、ファンドの平均格付*はA格以上とします。



NOMURA変動利付国債インデックスとは

NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表する、変動利付日本国債を対象としたインデックスです。組入銘柄は、債券の残存額面が10億円以上であること、残存年数が1年以上であること等の基準を満たしたものとなります。なお、新規発行債のインデックスへの組入れタイミングは、発行月の翌月となります。

野村證券株式会社が作成した「NOMURA変動利付国債インデックス」の解説資料等を基にピムコジャパンリミテッドが作成

※NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

*平均格付とは、基準日時時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当該投資信託証券に係る信用格付ではありません。



ファンドの目的・特色

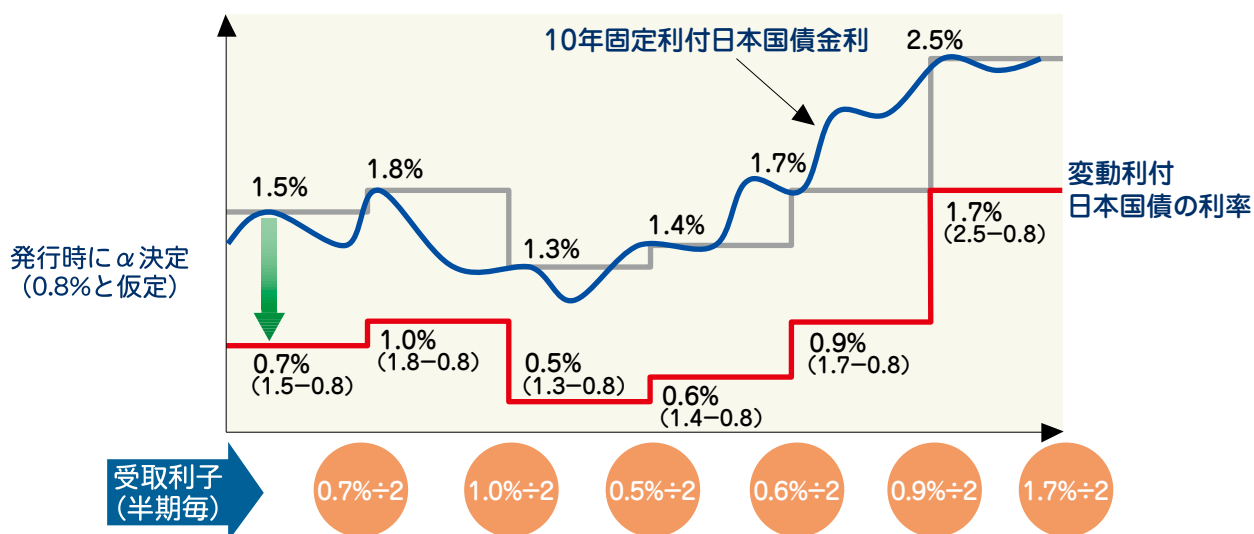
変動利付日本国債とは？

変動利付日本国債は、その時々々の金利（基準金利）に連動して利子の額（利率）が変動する国債です。満期は15年であり、その基準金利は10年固定利付日本国債金利となります。

この変動利付日本国債の利率は、年2回の利払いの度に見直されます。利率の見直しにあたっては、その利子が支払われるおおよそ半年前の基準金利*、すなわち半年前の10年固定利付日本国債の金利と各変動利付日本国債の入札時に決定される α **に基づいて行われ、「基準金利 $- \alpha$ 」という公式を用いて算出されます。ただし、利率の下限は0%***となります。

- * 基準金利:変動利付日本国債の利率決定直前に行われる10年固定利付日本国債の入札時における平均落札価格を基に算出されます。
- ** α :各銘柄の発行時に決定され、その値は満期まで変わりません。
- *** 変動利付日本国債の利率:0.01%刻みで決定され、下限は0%です。

【変動利付日本国債の仕組み:利率の決定方法(概念図)】



※上記は変動利付日本国債の利率決定の仕組みの理解を深めるために作成した仮定に基づく概念図で、実際の投資とは異なります。また、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

変動利付日本国債の値動きの特徴

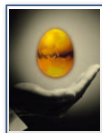
一般に変動利付日本国債の値動きは、金利の変化と利回り曲線の形状の変化によって次のような傾向が見られます。

金利の変化による値動きの特徴

一般に、長期金利の上昇時は価格が上昇し、長期金利の低下時には価格が下落する傾向があります。

利回り曲線の形状の変化による値動きの特徴

一般に変動利付日本国債は、利回り曲線の長短金利差の拡大時には価格が上昇し、長短金利差の縮小時には価格が下落する傾向があります。

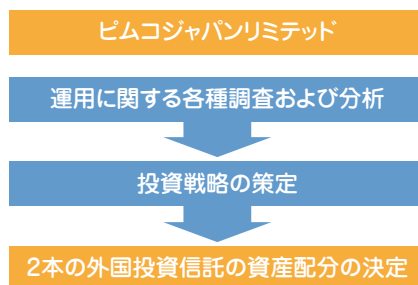


ファンドの目的・特色

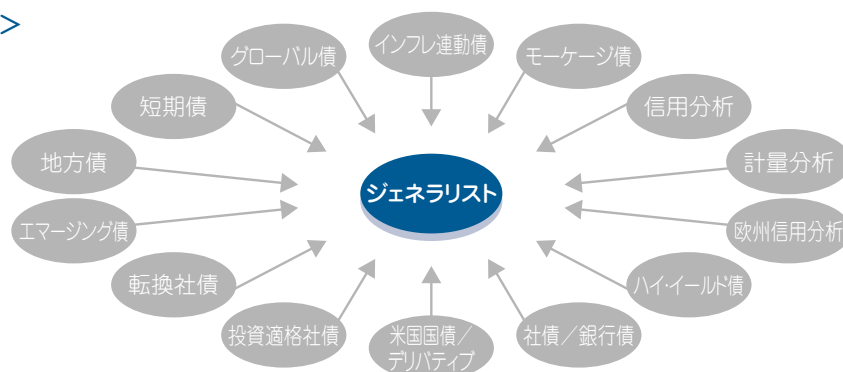
ファンドの運用体制

ファンドの運用は、ピムコジャパンリミテッドの運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて、2本の外国投資信託の資産配分の決定を行います。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

投資対象の2本の外国投資信託（PIMCOバミューダ変動利付日本国債U.S.ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンド）は、PIMCOが運用します。



<PIMCOの運用体制>



PIMCO (Pacific Investment Management Company LLC) について

40年の歴史と

世界の投資家からの信頼に裏付けられた実績



(写真左) ビル・グロス
共同最高投資責任者 創始者の一人

(写真右) モハメド・エラリアン
最高経営責任者 兼
共同最高投資責任者

- 債券専門の運用会社として1971年に設立
- 債券運用の分野において世界最大級を誇る運用規模
- PIMCOグループ全体での運用資産は約150兆円*、うち顧客資産（関係会社受託分を除く）は約121兆円*
- 米国をはじめ、東京、ロンドン、ミュンヘン、シドニー、シンガポール、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開
- 共同最高投資責任者および創始者の一人であるビル・グロスは執筆多数、多くのメディアが債券運用における功績を称賛
「債券王」ウォールストリートジャーナル 2002年
「世界中で最も有力な債券マネジャー」ロイター 2002年
「間違いなく過去30年で最も優れた債券ファンドマネジャー」フォーブス誌 2002年
- 円債運用において外部より高い評価**
「運用実績賞[日本債券]」アジア・インベスター誌 2004年、2008年、2010年、2011年***
「最優秀ファンド賞」リップラー・ファンド・アワード・ジャパン2012年****
受賞部門：債券型 日本円（評価期間3年）
受賞ファンド：ピムコ変動利付日本国債ファンド クラスα

* WMロイターレート1米ドル=77.800円で換算 2012年9月末現在
** 当該運用評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。
*** 受賞の対象年となります。
**** ファンドと同様の運用方針により運用されている「ピムコ変動利付日本国債ファンド クラスα」に対する評価であり、ファンド自体の受賞ではありません。

ピムコジャパンリミテッドについて

- PIMCOグループのグローバルの拠点の1つとして1997年に設立
- 金融商品取引業者として投資運用業を営み、国内の年金基金、機関投資家、個人投資家等に対し運用サービスを提供



投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、これを割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

< 主な変動要因 >

変動利付日本国債の価格変動リスク	外国投資信託が主な投資対象とする変動利付日本国債は、一般に、長期金利の上昇時は価格が上昇し、長期金利の低下時には価格が下落する傾向があります。加えて、利回り曲線の長短金利差の拡大時には価格が上昇し、長短金利差の縮小時には価格が下落する傾向があります。
流動性リスク	公社債など有価証券には、市場規模や取引量が少ないために組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。
信用リスク	公社債の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合、公社債等の価格が下落するリスクがあります（価格がゼロになることもあります）。
為替変動リスク	外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下がる要因となります。ファンドが組入れを行う外国投資信託では、外貨建債券の為替リスクは原則フルヘッジを行います。
公社債の価格変動リスク	安定した付加価値の獲得を追求するため、外国投資信託はその他国内外の債券にも投資を行います。これらの債券は一般的に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するなど、金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。その価格変動は残存期間、発行の条件等によりばらつきがあります。
デリバティブに関するリスク	デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、経営リスク等といった多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴います。デリバティブ商品に投資する場合、ファンドおよび投資対象とする外国投資信託は、投資した元本以上の損失を被る可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されるため、ファンドが投資対象とする外国投資信託に対し他のファンドによる追加設定または一部解約等があり、当該外国投資信託において有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を受ける可能性があります。

リスクの管理体制

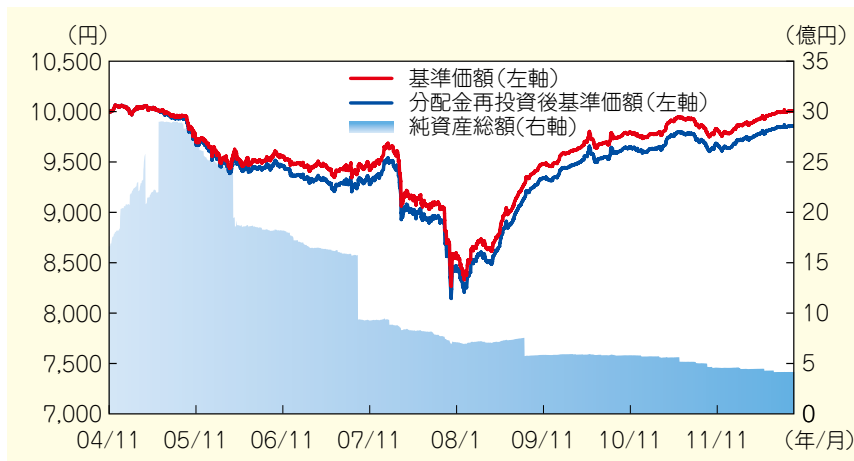
実効性のあるリスク管理を行うため、委託会社では全ての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネジメント部）、コンプライアンス/リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っています。

※上記体制は平成24年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



基準価額・純資産の推移

基準価額	9,859 円
純資産総額	4.16 億円



・分配金再投資後基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

分配の推移 (税引前、1万口あたり)

2011年3月	2011年6月	2011年9月	2011年12月	2012年3月	2012年6月	2012年9月	設定来累計
0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	143 円

主要な資産の状況

■ ファンドの一般的特性

平均利率(%)*	1.5
平均直接利回り(%)*	1.5
平均デュレーション(年)	1.6
平均格付**	AA

* ポートフォリオの保有債券について加重平均したもので、為替ヘッジコスト等は考慮されておりません。従ってファンドのトータルリターンを示唆するものではありません。

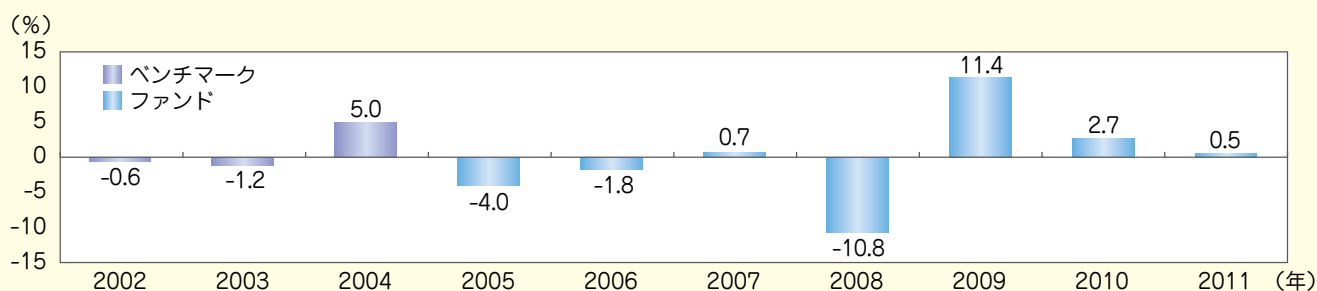
** 短期資産同等資産は除外して計算しております。平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当該投資信託受益証券に係る信用格付ではありません。

*** 投資対象とする外国投資信託の組入銘柄です。

■ 変動利付日本国債組入上位 10 銘柄***

	保有銘柄	クーポン(%)	時価構成比(%)
1	変動利付日本国債 45回債	0.41	16.4
2	変動利付日本国債 24回債	0.24	14.5
3	変動利付日本国債 29回債	0.00	13.2
4	変動利付日本国債 36回債	0.00	11.2
5	変動利付日本国債 11回債	0.00	10.6
6	変動利付日本国債 19回債	0.00	10.1
7	変動利付日本国債 48回債	0.66	9.4
8	変動利付日本国債 37回債	0.11	8.4
9	変動利付日本国債 33回債	0.00	4.9
10	変動利付日本国債 10回債	0.00	3.4

年間収益率の推移



・ベンチマークは、NOMURA変動利付国債インデックス。
・ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	一般口：1口以上 1口単位 罫投口：1円以上 1円単位 ※上記を最低単位として、販売会社が定める単位となります。具体的な購入単位については、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所の休業日 ※詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
申込締切時間	原則として午後3時 ※申込締切時間までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	平成24年12月11日から平成25年12月10日まで ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付の中止および既に受け付けた購入・換金の取消しを行うことがあります。
信託期間	無期限（信託設定日：平成16年11月4日）
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の総口数が10億口を下回るようになったとき ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむをえない事情が発生したとき
決算日	原則として毎年3月、6月、9月、12月の各10日（休業日の場合翌営業日）
収益分配	原則として毎決算日に収益分配を行う方針です。 ※分配金は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回（3月および9月の計算期間終了日後）および償還後に作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 ご購入時の申込手数料の料率の上限は、 <u>2.1% (税抜 2.0%)</u> です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

直近 3 回の新発 10 年固定利付日本国債の利率の平均により以下の通りとします。(上記平均の数値が各々の水準を超えた場合もしくは下回った場合、翌月の第一営業日から料率を変更するものとします。)

利率の平均	2.5%以下の場合	2.5%超 3.5%以下の場合	3.5%超の場合
総報酬	<u>0.70875%</u> (税抜 0.675%)	<u>0.81375%</u> (税抜 0.775%)	<u>0.91875%</u> (税抜 0.875%)
(委託会社)	0.39900% (税抜 0.380%)	0.45150% (税抜 0.430%)	0.50400% (税抜 0.480%)
(販売会社)	0.28350% (税抜 0.270%)	0.33600% (税抜 0.320%)	0.38850% (税抜 0.370%)
(受託会社)	0.02625% (税抜 0.025%)	0.02625% (税抜 0.025%)	0.02625% (税抜 0.025%)

ファンドが投資対象とする外国投資信託については、信託報酬はかかりません。

その他の費用・手数料

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息、ならびに当該費用に係る消費税相当額がかかります。
 ファンドの監査費用は、ファンド全体で年間約 105 万円 (税抜 100 万円) がかかります。
 ファンドが投資対象とする外国投資信託における売買にかかる売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額等がかかります。
 上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。
 ※なお、監査費用を除く当該費用については、運用状況などに応じて変動するため、具体的な金額および計算方法を示すことができません。また、当該手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金 (解約) 時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して 10%

※上記は平成 24 年 9 月末現在のものです。平成 25 年 1 月 1 日以降は 10.147% となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



追加的記載事項

追加的記載事項

投資対象とする外国投資信託の概要

フ ァ ン ド 名	PIMCO バミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド	PIMCO バミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド
運 用 方 針	元本の維持と慎重な投資運用に配慮しつつ、 トータル・リターンを最大化を目指します。	元本の維持と慎重な投資運用に配慮しつつ、 トータル・リターンを最大化を目指します。
主 要 運 用 対 象	通常、純資産の 60%以上を変動利付日本国債と 米ドル建債券、およびその派生商品に投資します。	通常、純資産の 60%以上を変動利付日本国債と 米ドル建以外の債券、およびその派生商品に投資 します。
投 資 顧 問 会 社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	

※上記概要は平成 24 年 9 月末現在、委託会社が知りうる情報等をもとに記載しています。記載内容が変更となる場合もあります。

P I M C O